

全院協ニュース

全国大学院生協議会 2013 年 10 月 18 日 No. 238.

全国大学院生協議会 編集・発行

〒186-0004 東京都国立市中 2-1 一橋大学院生自治会室気付
TEL・FAX：042-577-5679 ご連絡は E-mail にてお願い致します
E-Mail：zeninkyo-jimu-owner@yahoogroups.jp
ブログ：http://www3.atword.jp/zeninkyo/
(HP：http://www.geocities.co.jp/CollegeLife-Cafe/8324/)
ゆうちょ銀行口座番号：10160-76666411

目次

議長巻頭言	p.2
2013 年度アンケート調査・結果速報	p.2
文部科学省「レクチャー」報告	p.5
シリーズ 大学院と大学院生を取り巻く情勢	
1. 文部科学省予算について	p.7
2. 大学院留学生の抱える問題	p.9
院生自治会・院協活動紹介	p.10
2012 年度学生支援機構からの文書回答（追記）	p.14
第 2 回理事校会議報告	p.18
編集後記	p.18

議長巻頭言

今回の全院協ニュースでは、今年度のアンケート調査結果の一部を掲載しておりますが、アンケート調査にご協力頂いた皆様に、この場を借りてまず御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

今年度のアンケート収集は 2 か月あまりをかけて行い、過去最高となる 798 人の院生から回答を得ることができました。アンケートには、院生の切実な声が多数寄せられています。今後全院協では、このアンケート調査をもとに、日本の院生が今どのような研究・生活環境に置かれているのか、その実態を明らかにするつもりです。そして、アンケートに寄せられた沢山の大学院生の「声」を共有すると共に、広く社会に発信していきたいと思っています。

今秋 11 月 28・29 日には国会議員、省庁要請を控えています。この間、事務局内では要請行動に向けた準備と議論を重ねてきました。院政を取り巻く現状を少しでも改善していけるよう、多くの方々に参加していただき、実りある要請にしたいと思っております。みなさまのご参加、心よりお待ちしております！

***** 全国大学院生協議会議長 内海咲

2013 年度アンケート調査結果・速報

1. 2013 年度のアンケートの回収状況

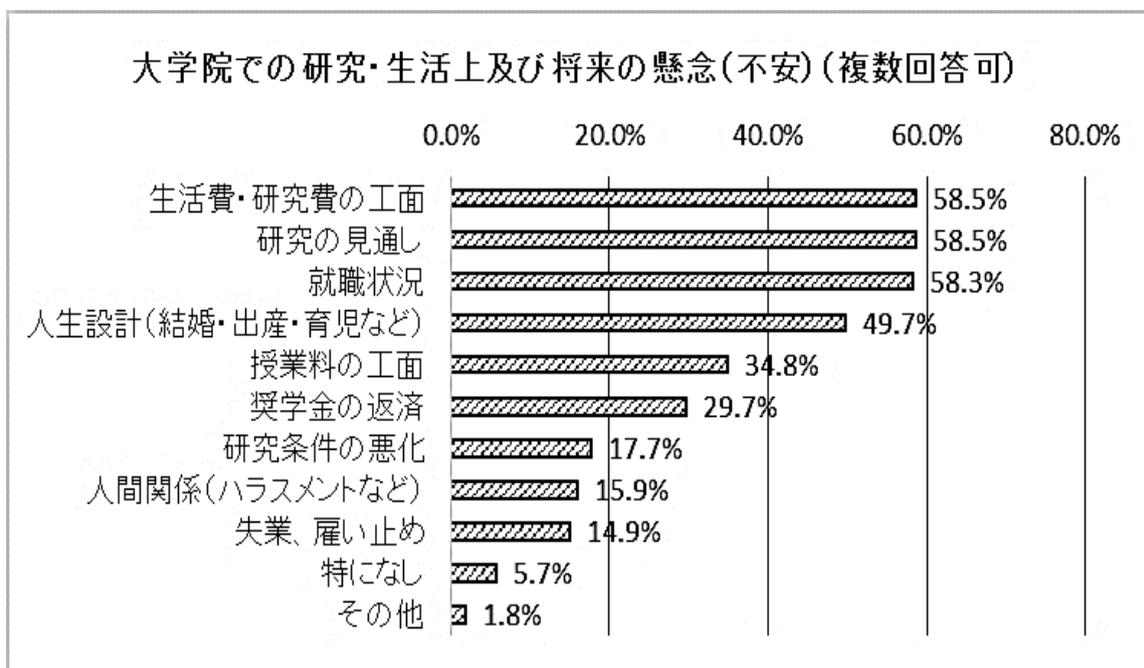
全院協では、2004 年から「大学院生の経済実態に関するアンケート調査」を行っている。本アンケートは、大学院生の経済・研究実態を把握し、大学院生の研究・生活条件の向上に資することを目的に、オーバーマスターやオーバードクター、PD、専門職大学院、留学生などを含めた、全ての大学院生を対象に実施している。今年度の回答数は 798 であり、51 の国公立大学に所属する大学院生からの回答を得ることが出来た。現在、全院協では調査結果の報告書を作成中であり、詳細についてはまた後日報告する予定であるが、以下では、その大まかな概要について簡単に紹介したい。

2. 2013 年度のアンケートの調査結果・速報

(1) 収入不足とアルバイトの中で研究・生活上の大きな不安を抱く大学院生

2013 年度のアンケート調査では、大学院での研究・生活上及び将来の懸念において、多くの院生が生活費・研究費の工面や就職状況に不安を抱えていることが分かった（下図参照）。

大学院生の 62.1%がアルバイトに従事しており、そのほとんどが、その目的について「生活費や学費をまかなうため」と回答している。こうした研究・生活上での不安は、大学院生の研究実態を蝕んでいる。収入の不足が研究に何らかの影響を与えていると回答する院生のうち、その具体的な影響として、「授業料が払えない」と回答するものは 16.2%となった。また、研究時間が不足していると答える院生は全体の 60.4%にのぼり、その約半数は、その理由にアルバイトを挙げ、12.9%が心身の不調を要因として挙げている。加えて、大学院における業績主義・成果主義的な風潮が、大学院生の研究への不安に拍車をかけていることが分かった。



大学院生の声—金銭的な問題が研究生活に与える影響—

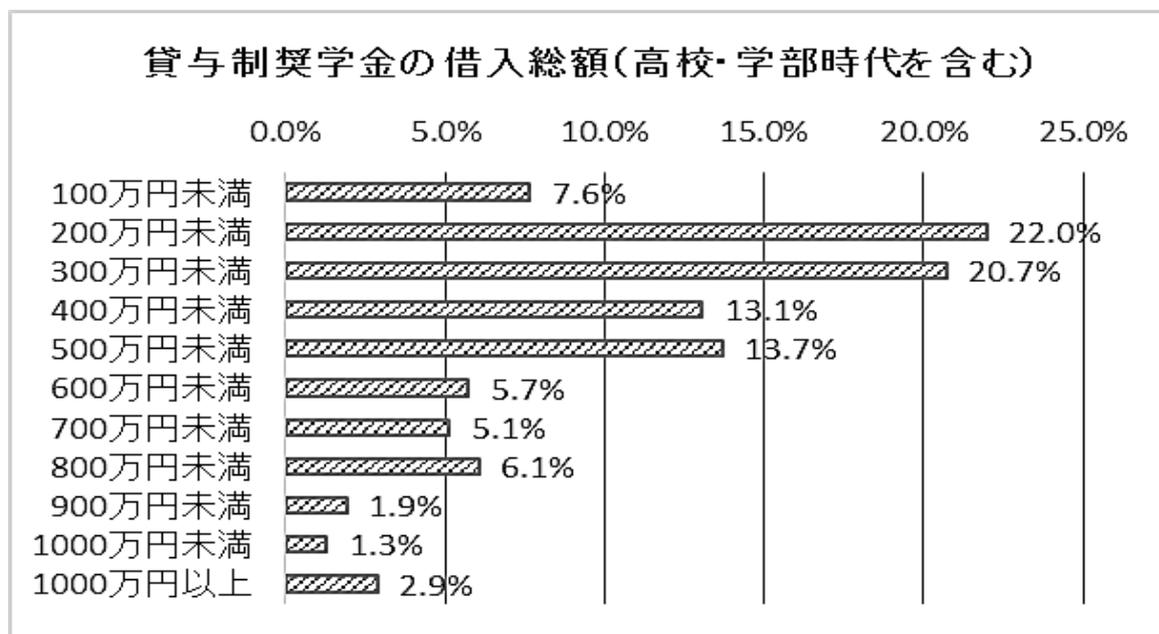
『2013 年度「大学院生の経済実態に関するアンケート」』の自由記述欄の回答より…

- ・「生活が苦しい。アルバイトで勉強時間があまり取れない。」(国立大学、M2)
- ・「経済的な不安なく、研究に専念できる環境が必要だと思う。また、大学院を卒業しても就職できない状況を改善してほしい。現在の状況では優秀な学生が進学してこない。抜本的に教育予算を拡充することが必要だと思う。」(国立大学、M1)
- ・「学部生時代から、生活費等をアルバイトで賄ってきたが、大学院進学以降、学部生とは違う生活リズムの中、それもできず苦勞している。また、自分の研究のために、どこかにフィールドワークに行きたくとも、それをする時間も経済的余裕も作りにくい。そのため、金銭的な不安や研究が滞っている焦燥感がどうしようもなく存在する。」(私立、M1)



(2) 返済の不安と応募をためらう名ばかりの「経済的支援」

高学費の状況下での大学院生の奨学金はどうか。奨学金を受けている、ないし、過去受けていた院生は全体の過半数を占める。そのうちで、貸与制奨学金の借入総額が 1000 万円以上であった者は 2.9%存在する。また、現在貸与型奨学金を受給する大学院生の中で返済に不安を持つものは、全体の 80.4%に上っている。



3. 省庁要請に向けて

以上は、大学院生の置かれる状況の一側面に過ぎず、留学生院生の収入不足や情報へのアクセスなどの深刻な問題や、専門職大学院の問題など、多岐にわたる問題を抱えながら研究活動を行っているのが日本における大学院生の実態である。

全院協では、毎年 11 月にアンケート調査結果を基にした要請行動を行ってきた。その結果、奨学金ブラックリスト化強制の一部撤回や、博士課程生の授業料免除枠の拡大、また昨年度には高等教育の漸進的無償化を定めた国際人権規約の留保の撤回などの成果が見られる。今年度も、授業料の減免、給付型奨学金の創設、就職状況の改善などを求め省庁要請を行っていく。大学院生の実態を伝え、この問題を少しでも改善していくために、多くの大学院生の参加を望みたい。



文部科学省「レクチャー」報告

本章では、2013 年 9 月 11 日に行った文部科学省「レクチャー」について報告する。この「レクチャー」は、8 月 31 日に発表された文部科学省概算要求についての認識を深め冬の要請行動に活かすこと、特に給付型奨学金の実現に向けて文部科学省内で行われている議論への認識を深めることを目的に行った。これまで全院協として例年行ってきた活動ではないが、今年は給付型奨学金実現への動きが大きくなっていることも踏まえ、事務局を中心に行なった。

場所は参議院議員会館、参加者は院生 4 名（うち事務局員 3 名）、文部科学省側は担当者 4 名による対応であった。近年の文部科学省の政策については、7-8 ページの情勢分析も併せて参照されたい。

質問項目

1. 2014 年度文部科学省概算要求における高等教育政策について
2. 2014 年度に向けた大学学費負担軽減の政策、奨学金の拡充について
3. 特に、給付型奨学金の実現について
4. 個人情報情報機関への個人情報登録制度を新設したことによる、奨学金返済延滞者数の変化

文科省の回答について

・質問項目 1・2 への回答

2014 年度の概算要求について、一通りの説明を受けた。詳細は 7-8 ページの情勢分析を参照されたい。特筆すべき点として、「有利子から無利子へ」を掲げ、有利子奨学金枠を削減して無利子奨学金を大幅に拡充する要求を出した点、現在返還に困難を抱えている方への救済措置を要求している点が挙げられる。

特に後者については、従来、これから奨学金を借りる人向けの救済策はとられてきた一方で、すでに奨学金返済段階にいる人向けの救済策があまりとられてこなかったことから、画期的であると言える。しかし、奨学金の返済が困難という問題を根本的に解決するほどの規模ではなく、今後もこうした制度の拡充が期待される。

・質問項目 3 への回答

「2013 年 4 月 24 日より、『学生の経済的支援の在り方に関する検討会』を行い、これまで 4 回におよぶ会議をもった。8 月 30 日に中間まとめを発表し、年度末に最終的な報告をまとめていく。概算要求においては、学内ワークスタディという給付的支援を考えている」との回答をいただいた。

この「学生の経済的支援の在り方に関する検討会」の議事録などは文部科学省ホームページ¹において公開されているが、給付型奨学金の実現に向けて本腰を入れた議論がなされるのは初めてである。ただし、議論の中身として、そもそも学費が高いこと、院生や学生が奨学金の返済に大きな不安を感じ利用をためらう傾向があることなど、院生や学生の実態ベースでの議論は乏しい。利用する学生や院生の実感にそぐわない制度にならないよう、注目していく必要がある。特にレクチャーの中で、文科省の方が「本検討会の中では、まだ院生については深く議論されていない」と発言されたこともあり、大学院生を想定しない奨学金制度となることへの危機も感じる。また、「学内ワークスタディ」については、これからどのような規模のものになるかにもよるが、現在 TA や RA が給付型奨学金の代替にならないことと同様、「学内ワークスタディ」の充実が必ずしも給付型奨学金の代わりにはならないことは、改めて確認しておきたい。

¹ http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/057/index.htm (2013 年 10 月 15 日確認)

・質問項目 4 への回答

「個信を活用し始めた時期から、延滞 3 ヶ月以上の方の数は減っている。悪意のある方からは奨学金を返済していただけていると考えている」との回答をいただいた。

確かに個信を活用し始めた時期、すなわち 2009 年以降の延滞者数は劇的でないにしても減っている。しかし、それが個信活用によるとは必ずしも言えない。詳細は本号 14p からの「2012 年度学生支援機構からの文書回答・追記」を参照されたい。

・留学生への経済的支援について

文科省の「海外からの留学生が現在 14 万人ほどなので、これを 2020 年までに 30 万人ほどまで増加させる」方針について、学寮をはじめとする留学生向けの経済的支援の拡充について質問したところ、「学寮については予算が割けない」「留学生は、(財政的に) 厳しい中、支援できていない」との回答をいただいた。また、「国内から海外への留学生も、現在 6 万人ほどなので、これを 2020 年までに 12 万人ほどまで伸ばす」としながらも、留学生支援を 2 万人ほどしか設定していないことについても、「今後の課題」と回答するに留まった。

全院協としては、無計画に留学生を増やしつつ経済的支援は自己責任を求める制度にならないよう、注目していきたい。

・アカデミックポストについて

「競争的資金を自力で取れるような教員の方の分の給与を、若手のアカデミックポストを増やすために充てる、人事システムを改善し退職金を年俸に組み込むようにする」とのことだったが、詳細については納得のいく回答は得られなかった。基盤的経費が削減されている中、大学教職員の正規から非正規への置き換え、若手研究者のポストの問題は深刻である。

総括と方針

1. レクチャー自体の総括

まず、今回のレクチャーには大きな意義があったと積極的に評価したい。特に、文科省の役人の方と 100 分にもわたり議論ができたこと(文科省要請の際は約 30 分ほどである)、その中で文科省内にて行われている議論について認識が深められたことは大きい。

2. 給付型奨学金

給付型奨学金が 2014 年度概算要求に盛り込まれなかったことが残念だが、実現にむけて非常に前向きに議論が行われていることは評価したい。ただ上述の通り、学生や院生の実態や実感にそぐわない形の制度となってしまうかを注視し、要請の中でも扱っていきたい。特に現在、給付型奨学金の実施方式について事前給付か事後給付かなどの議論が積極的に行われている一方、学生や院生といった当事者の視点は欠けているものがある。少しでも利用者目線、学生・院生目線の制度となるよう、冬の要請行動ではよく訴えていきたい。

3. 基盤的経費

今回のレクチャーの中でも、基盤的経費については「しっかり措置していく」としながらも具体策は示せていない、という全体的な印象を受けた。基盤的経費は、わたしたち大学院生が直面する様々な問題に直結している。大学の学費減免、教職員の人件費削減による正規から非正規への置き換え、基盤的な研究、実験器具や学会の格差、なかなか拡充しない日本人・留学生の学寮などがそれにあたる。言うまでもなく、院生だけの問題ではなく、大学全体、国全体としての問題となってくるため、非常勤講師組合など他団体と連携し、拡充を訴えていきたい。

シリーズ 大学院と大学院生を取り巻く情勢

1. 文部科学省予算について

はじめに

私たちが学び、研究活動をする場である大学は、収入の大部分を学生からの学費によってまかなっている。特に私立大学においてはこの傾向が強く、学費が収入の 77%を占めており、国からの補助金は 10%程度にとどまっている（平成 21 年度、文科省調べ）。日本は国際的に、「授業料は高いが、学生への財政的支援は限られている」「OECD 加盟国に比べて教育への投資が少ない」（OECD インディケータ 2012）とされるなど、高等教育への投資・支援が乏しいとされてきた。

本編では、こういった大学や学生に関わる基本的な政策について述べ、2013 年 8 月 31 日に発表された文部科学省の概算要求について検討する。

近年の大学政策

・ 基盤的経費の削減

近年の大学政策の特徴の一つとして、大学への予算を削減し、大学に経営の効率化や自力で予算を獲得することを求めるということが挙げられる。文科省の掲げる「大学改革実行プラン」においても、「メリハリある資金配分の実施」が述べられ、「大学間の競争」を進めるとしている。国立大学においてその傾向は強く、2004 年に比べ基盤的経費にあたる「運営費交付金」は 1600 億円以上、実に 1 割以上が削減されてきた。しかしその結果、基盤的経費の削減は大学や学生に大きな影響を与えてきた。基盤的経費には学生の授業料減免、基盤的な研究、教職員の人件費などが含まれている。それを削減することで、大学による学生の経済的支援が進まない、図 1 にあるように、長期的な研究から短期的で一時期の流行を追った研究にシフトせざるを得ない、大学の教職員を正規から非正規に置き換えざるを得ない、大学間格差、学部・学科・研究室間格差を産む、といった影響がもたらされていることが報告されている。

「自分のやりたいプロジェクトがあったが、企業と共同でできるものに変えざるを得なかった」「他の研究室とは違い、自分のところは学会も自費でいかななくてはならない」といった声も実際によく耳にする。経営の効率化や競争の激化の中で、私たちの望む学びや基礎的な研究が、短期的に成果が出ない、成果が目に見えにくい、といった理由で断念に追い込まれることはあってはならないだろう。

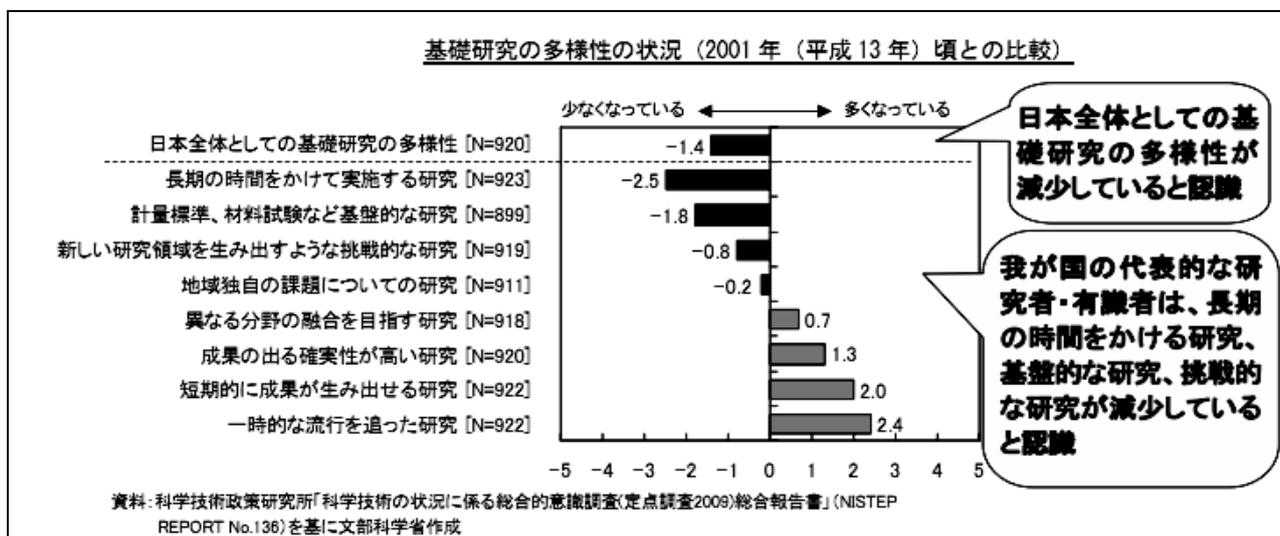


図 1. 基礎研究の多様性の状況〔日本科学技術白書（2010 年）より引用〕

・学生の経済的支援

日本における学生への支援が乏しいこと、学費の重さが世界最高の水準であることは全院協ニュース第 237 号でも述べた。しかし一方で、私たちが学生の経済的支援の拡充などを要求する中で、政策の変化も一定程度見てとれる。2012 年度に、年収 300 万円以下の低所得世帯の学生を対象に、卒業後一定の収入を得るまでの間は返済期限を猶予する「所得連動返済型の無利子奨学金制度」が導入されたこと、高等教育の漸進的無償化を定めた国際人権規約第 13 条 2 項が留保撤回されたことは、特に重要な前進だろう。

概算要求について

概算要求とは、省庁が政策を実施するために必要な経費をまとめたものを指す。毎年 8 月下旬～9 月上旬に発表され、それをもとに予算案が作られている。

・基盤的経費

国立大学運営費交付金、私立大学等経常費補助金が、それぞれ国立大学と私立大学への「基盤的経費」にあたる。前項でも述べたとおり、基盤的経費は十分とは言えず、それどころか削減傾向にすらある。国立大学運営費交付金は毎年削減され続けており、2014 年度概算要求においても 1 兆 1410 億円（前年度比 618 億円増）としているが、2004 年以降、運営費交付金の増額要求が実現したことは一度もなく、本当に増額要求が通るのか、注目していく必要があるだろう。

私立大学等経常費補助金は 3330 億円（前年度比 155 億円増）の要求としているが、国からの補助が私立大学の収入の 10%前後にとどまっていることには変わりなく、私学振興助成法付帯決議（1975 年）において「私立大学に対する国の援助は二分の一未満となっているが、できるだけ速やかに二分の一とするよう努力すること」とされていることを考慮すると、依然として根本的な増額が求められる。

・学生の経済的支援、給付型奨学金

2013 年 4 月から、「学生への経済的支援の在り方に関する検討会」（以下「検討会」）が行われ、現在の奨学金制度の改善、給付型奨学金の新設について議論されている。今回発表された 2014 年度概算要求は、この検討会での議論を色濃く反映したものとなった。詳細は、5-6p の「文部科学省レクチャー」を参照されたい。「検討会」の中の議論でも、給付型奨学金の実現には前向きとしつつも、実施方式、ターゲット、基準などを検討課題としており、今回の概算要求には給付型奨学金は盛り込まれなかった。

・有利子から無利子へ

「有利子から無利子へ」を掲げ、有利子奨学金枠を 97 万 7 千人（4 万人減）、無利子奨学金枠を 49 万 6 千人（7 万人増）の要求をしている。有利子奨学金枠を削減する要求を出したのは初だが、無利子奨学金の増額要求の幅もかつてない規模である。

・返還困難者への対応

延滞金の賦課率の引き下げ（10%→5%）、返還猶予制度の年数制限の延長（5 年→10 年）など、返還が困難な方への対処を要求している。現在返還段階にいる方も対象とするとしていることに特に注目したい。

おわりに

文科省の大学政策は今の院生の教学環境のみならず、将来にわたっての日本の大学運営を左右するものである。これを読んでいる方も、ぜひ概算要求をよく読み込んでみることを勧めたい。これまでの政策の変化、そしてそれがもたらしてきた影響を分析することは、特にアカデミックポストや研究職を志す方にとって、これからの自身を取り巻く環境を左右する重要な要素を占うことにもなるからである。

2. 大学院留学生の抱える問題：当事者の声

日本における留学生の数は、東日本大震災ののち多少の減少がみられたものの、1990 年代後半から常に増加傾向にある。厳しい競争にさらされる大学にとって、留学生は学生を確保できる重要な供給源であり、国際性や多様性を示す評価指数を満たす存在として近年認識されてきた。しかし、それだけでなく、政府は国策として、1983 年に「留学生 10 万人計画」、2008 年には「留学生 30 万人計画」を示し、留学生の受け入れ拡大を国として推進してきた。しかし、このように国策として留学生を増加させてきたにも関わらず、留学生に対する支援は決して充実しているとはいえないのが現状である。

全院協では、これまで 1) 経済問題、2) 住居問題に論点を絞りその問題を取り上げてきたが、アンケートによる量的調査だけでなく聞き取りなどによる質的調査の重要性も指摘されてきた。これを受けて、今年度の全院協事務局では、大学院留学生数人に聞き取りを行った。ここでは、そのうちの 2 人の当事者の声を紹介したい。

S さん（国立文系・女性 20 代・関東在住）

2010 年より私費留学生として大学院に進学。学習奨励金を獲得するものの、近年は金額が減少傾向にあるようで懸念している。生活費を稼ぐために研究よりも仕事の事ばかりしか考えられないような生活をしてきたが、サービス産業の拘束時間が長い低賃金のものから、語学教師などの短時間拘束でより高賃金の仕事へシフトする事ができるようになった。よって、状況は以前より改善していると思う。ただ、そうはいつてもどこかへ出かけて教える仕事が入っていると、移動時間もかかるし一日中研究室で集中して研究する時間が持てずにフラストレーションを感じる。

また、自分が通う大学に顕著な傾向かもしれないが、私費留学生より国費留学生の方が大学から優遇されている気がする。特に住居に関しては、国費留学生であれば寮に必ず入れるのに、私費留学生だと奨学金も限られているのに寮にも入れないので住居負担が大きい。現在博士後期課程 2 年だが、今後の研究の見通しはまだみえておらず、3 年では博士論文は書けそうにもない。今後の懸念は、授業料を節約する為に休学をしたら留学ビザの関係で日本国外に出なければいけない事である。

T さん（私立文系・男性 40 代・関東在住）

2003 年 11 月より語学留学で来日する。途中で勉学が中断する時期もあったが、2010 年から大学院に私費留学生として進学した。2013 年 4 月に授業料がかさんでいた事もあり、当初は休学して授業料をセーブしようと考えていた。しかし、後からビザの関係で留学生であると日本に滞在しながら休学する事が不可能である事が発覚。それまで妻と二人で生活し、二人でアパートの更新も済ませたところだったので、日本を退去までして休学する事はできないと判断し、休学を撤回するに至る。

人文系の院生だと、3 年で博士論文を提出できる人はほとんどいない。それは留学生にとっても同じことである。日本人学生は休学という形で経済的負担を軽減できるが、留学生であるとビザの関係で日本に滞在したまま休学することはできない。どうにもならないのはわかっているが、経済的にこの状況はとても辛い。

これまで全院協では留学生問題に取り組むにあたり、経済問題と住居問題を要請行動の柱としてきた。しかし、前述の聞き取りから、留学生である為に日本に滞在したまま休学できず経済的により厳しい立場に置かれる事が明らかになったように、大学院留学生の抱える問題の根底のひとつには入管法（出入国管理及び難民認定法）に規定された法的立場による研究生活の制約がある事が伺える。S さんが、休学出来ない事を「今後の懸念」と捉えているように、多くの大学院留学生も同様の問題を抱えているのではないだろうか。今後も聞き取りを続けていくと同時に、この問題を全院協でどのように位置づけるのか考える必要がある。その場合、省庁要請行動に入管法を管轄する法務省を含めるなど、具体的な検討が望まれる。

院生自治会・院協活動紹介

大阪市立大学経営学研究科院生協議会

大阪市立大学経営学研究科は、2013 年度現在、在籍学生が 88 名います。内訳は、前期博士課程 59 名、後期博士課程 29 名であり、前期博士課程のうち、25 名が社会人学生で構成されております。

今年度の経営学研究科院生協議会執行部は、前年度に引き続き、他の研究科の院生協議会執行部と連携を取りつつ、大阪市立大学の院協活動を取りまとめる立場に立っております。

今年度の主な活動内容（後期に関しては予定）は、以下に示すとおりです。

- ①6 月上旬 前期院協総会および院協執行部の選任選挙、執行部の立ち上げ
- ②7 月下旬 経営研究報告会
- ③11 月上旬（予定） 後期院協総会
- ④12 月上旬（予定） 修士論文報告会
- ⑤ 1 月中旬（予定） 研究科長会見

①～⑥の詳細について記述させていただきます。

①前期院協総会および院協執行部の選任選挙において、今年度の院生協議会の執行部のメンバーを決定しました。くわえて、総会では前年度の院協活動の総括を行うとともに、今年度への引き継ぎの確認を行いました。

②は、今年度に博士論文の提出予定の院生 2 名による報告会であり、毎年の恒例行事となっております。報告会では、院生だけでなく、経営学研究科に在籍する先生方にも参加して頂くことで、博士論文の執筆に向けた有益な機会の提供および経営学研究科全体の交流を促進することを大きな目的としています。

③は、前期の院協活動の総括を行うとともに、後期の院協活動の方針を議論する予定です。

④は、今年度に修士論文の提出を予定している院生（報告者未定）による報告会であります。②と同様に、修士論文報告会についても毎年の恒例行事となっております。ただし、②と異なる点は、修士論文報告会が院生のみで開催されるという点です。したがって、報告者に対するコメンテーターについても毎年院生（基本的に後期博士課程）が担当します。修士論文報告会は、普段なかなか交流機会のない他領域の院生間における情報交換の場として、重要な意義を有しております。

⑤は、本学の経営学研究科長に対して、大学の運営方針の確認、大学院生活に対する学生の要望を伝達する場となっております。毎年、経済学研究科、文学研究科と密に連携を取りながら、会見に向けた準備を行う予定です。

上述の①～⑤の活動を行いながら、院生の研究活動に対して少しでも貢献できるように院協執行部は今後も尽力する所存です。くわえて、全院協の活動にも可能な限り参加していく予定です。

龍谷大学院生協議会

龍谷大学院生協議会活動における新たな試みと課題

龍谷大学では、各研究科の院生協議会が研究環境の整備などのために日々活動しています。龍谷大学院生協議会（以下、龍院協）はそのような各研究科院生協議会での活動だけでは解決できない全学規模の改善要望（図書館の開館時間の拡大等）を大学に要望することを主たる活動としています。そのために、各研究科の全学的な要望をまとめ、毎年 7 月ごろに龍院協として要望書を大学側に提出してきました。その中で、夜間の帰宅時の安全確保策として照明を一部つけさせるなど一定の改善を実現してきました。

しかし、その龍院協の要望書に対する近年の龍谷大学側の回答は不十分なものであり、全学的な研究環境の改善・充実は進んでいないとは言えません。また、7 月に出した要望書への回答が翌年の 2-3 月になったり、回答内容が前年度の回答と同じところもあるなど、院生・龍院協の研究環境改善への切実な思いを大学側が軽視しているように感じられるところもありました。また、図書館のコピー機台数が激減するなど、研究活動に支障をきたすような研究環境の変更が何の予告もなく進められることも起き始めました。そこで、そのような状況を改善するために、本年度から龍院協の要望書提出のあり方を改善しようと試んでいます。具体的には以下の二点です。

第一に、龍院協要望書の内容絞り込みです。これまで、龍院協の要望書は、全研究科から出てきた要望に加え、以前から要望していた内容をすべて網羅した総花的なものでした。しかし、そうした内容では、各担当部署の対応の遅さから回答が遅くなってしまうことに加えて、現在もっとも要望の強いものに関して改善を強く訴えることができませんでした。そこで、2013 年度要望書では、特に切実な要望に絞って改善要望を出すことにしました。

第二に、大学側との協議の場を持つことです。以前は、要望書を出した後は大学側から回答がなされるのをただ待つだけでした。しかし、それだけでは、こちらが要望した内容を正しくとらえてもらえず、的外れな回答がなされることがありました。また、いったん回答がなされてしまうと、その後はそれに対する不満や要望を再度出すことが困難になっていました。そこで、こうした状況を改善するため、大学側と要望書に関する協議の場を持つことを予定しています。この協議の場が要望書に対する大学側からの誠実な回答を得るためにも、また、具体的な研究環境の改善を実現するためにも、有益なものとなるように努力していきたいと思えます。

ただし、このような試みのなかで、課題も出てきています。例えば、協議の場を持つために要望書をまとめる時期を早めたことで、各院協の要望をまとめあげることができませんでした。来年度からは、要望をまとめる時期を早くから決め、その日程にあわせて各研究科院生協議会が活動できるようにする必要があります。また、大学側との協議の開催も予定より遅れており、大学側に協議開催に関する要望を積極的にしていく必要があります。

こうした課題をクリアしながら、これからも研究改善に取り組んでいきたいと思えます。



立命館大学院生協議会連合会

2013 年度立命館大学大学院院生協議会連合会は引き継ぎに多少時間をとってしまい、5 月の中旬から始動いたしました。立命館大学は滋賀県のびわこ・草津キャンパス、京都府の衣笠キャンパス及び朱雀キャンパスを有しており、距離的にも各研究科間の交流が希薄であるという状況にあります。こうした状況を踏まえて、院生協議会連合会では、キャンパス間の交流や管理を有効的に行うため、院生協議会連合会の構成員として各研究科からキャンパス運営委員及び委員長の 2 名を選出しています。また、キャンパス運営委員の中から 6 名（各キャンパスに 2 名）が、実行メンバーである総務会（会長 1 名、幹事長 1 名、副会長 2 名、副幹事長 2 名、幹事長代理 1 名による組織）として任命されています。

今年度の活動目標としましては、総務会の複雑化したシステム・規約の簡略化から組織の再構成を目指し、大学当局との折衝を含めた実効的な改革を進めることです。具体的な改革の方向性として、総務会が握っている権限の一部を各研究科院生協議会（クラス会）に移譲し、各研究科院生協議会を活性化させたいと考えています。このような目的を踏まえ、10 月に開催された平成 25 年度第 2 回院生協議会代表者会議により大幅な規約改正が可決されました。この改正により、総務会、特に会長及び幹事長の職務および権限の分掌化が進み、有効かつ効率的な管理運営の実現が期待できます。

今後の活動内容としましては、全学協議会への参加及びそのための準備となります。全学協議会とは、立命館大学において、大学という「学びのコミュニティ」を構成する学部生、大学院生、教職員および常任理事会が、教育・研究、学生生活の諸条件の改革・改善に主体的に関わり、協議するために設置された機関です。大学を構成するすべての構成員による自治という「全構成員自治」の考えのもとに、我々院生協議会連合を含めた大学を構成する 4 パート（学友会、院生協議会連合、教職員組合、常任理事会）、それに学生生活等を支援する立命館生活協同組合もオブザーバーとして加わり、協議を行っています。立命館大学では、これまで 4 年毎に学費改定方式を見直してきましたが、全学協議会ではその 4 年間の教育・研究、学生生活支援の到達点と今後の課題を検討し、また、次期の学費・財政政策の提起と合わせて、教育・研究、学生生活支援の改革・改善の方向性について協議してきました。院生協議会連合会としては、各研究科の意見要望を網羅的に把握し、全学協議会へと持ち上げます。今後もより良い、教育・研究及び大学生活を創出していくため善処していきます。

大学院生の声—金銭的な問題が研究生活に与える影響—

『2013 年度「大学院生の経済実態に関するアンケート」』の自由記述欄の回答より…

- ・「生活が苦しい。アルバイトで勉強時間があまり取れない。」（国立大学、M2）
- ・「経済的な不安なく、研究に専念できる環境が必要だと思う。また、大学院を卒業しても就職できない状況を改善してほしい。現在の状況では優秀な学生が進学してこない。抜本的に教育予算を拡充することが必要だと思う。」（国立大学、M1）
- ・「学部生時代から、生活費等をアルバイトで賄ってきたが、大学院進学以降、学部生とは違う生活リズムの中、それもできず苦勞している。また、自分の研究のために、どこかにフィールドワークに行きたくとも、それをする時間も経済的余裕も作りにくい。そのため、金銭的な不安や研究が滞っている焦燥感がどうしてもなく存在する。」（私立、M1）



一橋大学院生自治会

一橋大学院生自治会は、大学院生の 1 人ひとりが持つ要求や要望を集約し大学の運営に反映させるための、一橋大学の大学院生全員を構成員とする組織です。現在、教育予算の削減や大学改革の進行にともない、大学院生の抱える問題は生活上の問題から研究の条件、将来の就職の不安まで、深刻化の一途をたどっています。院生自治会は、これらの問題を全員の問題としてとらえ、その解決に取り組んでいます。以下では、近年院生自治会が取り組んでいる問題を紹介します。

1. 研究室のシックハウス問題

一橋大学には、院生専用の研究施設としてマーキュリータワー（以下 MT）が 2004 年に建てられました。MT 内には、複数人で使用している個別研究室、誰でも勉強できるオープンキャレル、荷物を保管できる大きめのロッカーがあります。しかし室内の空気汚染を原因としてさまざまな種類の微量の化学物質に反応し、重症になると学校に行くなどの通常の生活をおくることさえできなくなってしまうシックハウス症候群を MT 内で発症してしまう院生もいます。大学は 2006、2012 年に研究室で化学物質の計測を行ないましたが、厚労省の定める基準値より下回っていたため、シックハウス症候群の対策はとられていません。しかし、実際は MT を使用した院生から健康被害が報告されているため、院生自治会は大学と交渉し MT 以外の校舎に代替用の研究室を確保しています。2010 年度は要望の成果として、空気清浄機の設置および研究室内の換気扇の設置を実現しました。

2. 大学及び研究機関における育児支援

一橋大学は他の国立大学にくらべて、学部生、院生、職員のための育児支援が整備されていません。そこで院生自治会は 2002 年度に他大学における保育所設置の状況を調査した上で、大学内保育所設置に関する以下の 3 点にわたる要望書を提出しました。①学内保育所を設置すること、②設置の間に、育児や保育所へのニーズに関する調査を行なうこと、③子どもをもつ学生に対する支援を行なうこと。以来、定期的にアンケート調査を実施し、育児支援の具体的実施にむけて方策を議論し、機会がある毎に大学への要請を継続しています。

アンケート調査の回答から、院生の育児の実態が明らかになりました。認可保育園に入園するには、院生の優先順位が低いため、預かり料金の高い認証や無認可保育園に預けざるをえず、さらなる費用の負担を余儀なくされています。そのため、院生はパートで働かなければならず、研究時間の確保が困難になっています。

2010 年度は、これまで個別に子どもを連れてきたり妊娠している大学院生に対応してきた保健センターを、大学としても当面の育児支援の拠点として位置づけるよう要請しました。保健センターからは前向きに検討する旨の回答を得られましたが、同時に保健センターはあくまでも在学生のための施設であり、「患者と健康な乳幼児」を同じ施設に置く事は公衆衛生上あまり望ましくないとする意見もありました。

昨年度には女性職員の採用促進、研究と育児の両立を目指して「男女共同参画懇談会」が開始し、さらに今年 3 月には調査分析をふまえ、企画立案と実施を行なう「男女共同参画推進室」が設置され、教職員を対象としたベビーシッター制度が作られました。しかし依然として、院生の育児支援は十分に実施されていません。そのため、一橋大学における育児支援の成果や課題を共有し、教職員や院生の育児に関する実態を把握するためにも、自治会は大学に制度決定の進捗状況を告知してもらうよう訴え、同時に育児に関するアンケートも実施する予定です。

一橋院生自治会にはこれら以外にも、よりよい研究環境の実現、授業料免除、TA・RA 制度の充実、奨学金制度の改善など様々な問題に取り組んでいます。

2012 年度学生支援機構からの文書回答・追記

1. これまでの経緯

学生支援機構（以下、機構）への要請についての記事は、前号の全院協ニュース第 237 号に引き続いて二度目になる。機構要請の際には、要請に加えて質問も行っていましたが、その質疑に関する機構側の応答に不明な点が残っていたため、その確認作業を行ったためである。前号の記事において確認したように、機構は奨学金を扱っている機関として奨学金関連の情報を保有している。こうした機構が持つデータは、全院協で実施するアンケート報告書だけでは補いきれない全国的・全体的なデータであり、毎年の機構要請においてそれを確認する重要な作業として質問を行なってきた。今回は、質疑応答に焦点をあてつつ、近づきつつある国会要請を意識したまとめを行いたい。

2. 機構からの回答と全院協とのやりとり

この間、全院協は機構と複数回にわたるやりとりを行なった。2012 年 1 月の機構要請後、まず FAX にて質疑応答の回答が送付された（4 月 25 日、以下「回答①」）が、この回答についてなお不明な点が残ったため、改めて FAX にてさらなる回答を求めた（7 月 17 日、以下「回答②」）。不明な点や必要事項の確認を行うために、適宜電話対応にて補足しているが、以下では正確さを期すために、機構からの回答や機構 HP にて確認できる資料を中心に論じている。

(1)まず、機構が毎年集計している奨学金に関するデータを知るため質問した内容に対して、機構の回答①は次のようなものであった²。

(a)大学院生における個人情報機関登録状況について³

区分	件数（2010 年→2011 年）	割合（2010 年→2011 年）
個人情報情報期間登録者	4467 人→11377 人	
うち、大学院	155 人→406 人	3.47%→3.57%
うち、退学者	8 人→21 人	0.18%→0.18%

(b)返還猶予を 5 年超利用した延滞者全体と大学院貸与終了者の状況について(2011 年度末)

区分	件数（2010 年→2011 年）	割合（2010 年→2011 年）
延滞者全体	11058 人→1017 人	
うち、大学院	1142 人→112 人	10.3%→11.0%
うち、退学者	34 人→3 人	0.31%→0.29%

(c)延滞者における貸与総額及び平均返還月額について（2011 年度末）

貸与総額	延滞者全体			うち、大学院		
	件数	割合(%)	平均返還月額	件数	割合	平均返還月額
100 万円未満	108303	30.57	5103	1531	0.43	5443
100 万円以上 200 万円未満	111167	31.38	9651	6095	1.72	10174
200 万円以上 300 万円未満	92512	26.11	13699	7021	1.98	12245
300 万円以上 400 万円未満	22799	6.44	16514	1813	0.51	15461
400 万円以上 500 万円未満	16061	4.53	20806	2009	0.57	17957

² 詳細は第 68 回全代資料を確認されたい。

³ 以下の表では、2010 年のデータは 2011 年度の、2011 年のデータは 2012 年度の、機構からの回答にそれぞれ基づく。

500 万円以上 600 万円未満	2858	0.81	23901	356	0.1	23173
600 万円以上 700 万円未満	221	0.06	31538	49	0.01	27542
700 万円以上 800 万円未満	149	0.04	35363	50	0.01	34024
800 万円以上 900 万円未満	97	0.03	47278	3	0	38843
900 万円以上 1000 万円未満	36	0.01	53185	0	0	0
1000 万円以上	57	0.02	48080	0	0	0
総計	354260	100	10425	18928	5.34	12249

(2)上記の回答に対して、全院協側ではさらに以下の 2 点について、機構側に再度回答を要求した。

(a)延滞者数が、2010 年度の 11058 人と比較して 2011 年度は 1017 人と大幅に減少しているが、その理由はなにか。

(b)個人信用情報期間登録を開始したことによって返還率は上がったのか⁴。つまり、2009 年度以降の採用者に関しては個信登録への同意を要し、2010 年から実際に情報提供を始めているが、個信利用開始前に借りた人と利用後に借りた人では、返還率に差が見られるのか。また、利用開始前に借りた人の返還率が、利用開始の報道を境に高まった事実はあるのか。

これらについて、機構側からの回答②は次のようなものであった。

- ・(a)について。2010 年度は返還猶予 5 年以上 (60 ヶ月以上) 利用した延滞者全体を集計しておりますが、2011 年度につきましては、返還猶予を 5 年超 (61 ヶ月以上) 利用した延滞者全体の集計となっており、集計の断面が異なっております。低所得により返還困難な者については、返還期限猶予の適用を 5 年 (60 ヶ月) までとしており、それ以上適用する場合には特別な事情などで承認しておりますので、2011 年度の件数は 60 ヶ月の対象者をふくんでいないため、少なくなっております。
- ・(b)について。公表ベースとしての返還率のデータはございません⁵ので、ご了承ください。

3. 「延滞者」・「ブラックリスト化」をめぐる全院協の認識

上記の回答については、要請を担当した 2012 年度事務局での話し合いの上で、これ以上の回答は引き出せないと判断した。しかしながら、上記の回答それぞれについて、やはり疑問が残らざるを得ない。

(a) 「延滞者」というカテゴリのミス

2010 年度までは、「返還猶予を 5 年以上利用している人」というくくりでカウントしていたために、低所得を理由にした経済的猶予のみならず、生活保護受給や心身の障がい認定、在学中であるといった非経済的猶予についても含まれていた。しかしながら、2011 年度のカウントはそうになってはいない。

ここで、改めて奨学金の返済猶予について確認しておこう⁶。奨学金の返済猶予については、一般猶予と在学猶予の二種類があり、前者には傷病・生活保護受給・入学準備・失業・経済困難(いわゆる低所得)・外国で研究中・災害・育児/産前産後休業・大専学校在学・海外派遣が該当し、後者には大学・大学院・専修学校の在学が該当する。このうち、経済困難・失業・災害については、返還猶予が無期限とされている他の理由とは異なり、5 年間の返還猶予期間が設定されている。

さて、上記のような 2010 年度に対して、2011 年度からは猶予期間が 60 ヶ月と定められている経済的理由以外の人のみがカウントされている。これは言い換えると、経済的な理由により猶予が切れた人数を

⁴ 機構要請の際にも、機構側と認識の齟齬が見られたが、結局全院協側が聞こうとしていた点は確認できなかった。つまり、全院協は個信登録「によって」返還率が上がったのかを聞こうとしているのに対して、機構側は個信登録している人・していない人がいて、後者より前者の方が返還率が高いかを答え(ようと)している。いずれにしても、結局回答がないために結論としては「不明」と言わざるを得ない。

⁵ 機構に電話で問い合わせたところ、個人個人のデータはとっているものの、公表するかどうかの問題ではなく全体のデータとして個信登録と関連させたものをとっていない、とのことであった。

⁶ <http://www.jasso.go.jp/henkan/yuuyo/#ippann>(2013 年 10 月 17 日閲覧確認)

把握できないのである。しかし、この把握こそ重要であろう。なぜなら、返還していない事情は経済的理由によると認識されるのが一般的であり、延滞理由もそのほとんどが経済的理由だと思われるためである。

まず返還していない事情から確認すると⁷、これは複数回答であるために重複した回答が少なくないことに留意する必要があるが、返還できない事情に対する回答の上位 5 つが「本人の低所得」「親の経済的困難」「滞納額の増加」「本人の失業・無職」「本人の借入金の返済」となっている。2007 年から 2009 年にかけて順位の入れ替わりは見られるものの、これら経済的理由が上位を占めている。また、返還猶予願いの理由も、「経済困難・失業中」が圧倒的な割合を占め(2009 年は 85.8)、後続の「病氣中」(同 10.4)や「生活保護」(同 2.1)といった割合を大きく引き離している。経済困難に関しては、データで示されている 2005 年から 2009 年にかけて、そのほとんどにおいて理由の一位として挙げられている。こうしたことから、返還していない事情は返還「できない」と考えられるため、返還できるがしていない人は実際にはごく少数であると予想できる。

(b) いわゆるブラックリスト化によって返還率が上がった、というのは適切ではない

このことについて確認するために機構に電話で問い合わせたところ、個人個人のデータはとっているものの、公表するかどうかの問題ではなく、全体のデータとして個信登録と関連させたものをとっていない、とのことであった。つまりデータそのものがないということである。

しかし、機構のデータからも示されているように、「回収率」が 2009 年度以降で若干あがっている⁸ことをもって「ブラックリスト化によって返還率が上がった」と言っているにすぎず、因果関係とは断定できない。というのは、同時に債権回収業務のシステム化や下請化など、他にも返還向上のための取り組みを急激に進めているからである。これについては、奨学金政策の方向性にも関わるため、次章にて踏み込んで検討することにした。

4. 奨学金政策の現状——理念と実態との乖離に着目して

現在、奨学金は、学部生の 3 人に 1 人、大学院生の 2.5 人に 1 人が借りているなど、その利用者・利用額はともに大きなものとなっている⁹。現在の日本には給付制奨学金は存在していないため、いきおい、その返済が問題ということになる。そこで、機構・文科省は、貸与時・返還中・延滞時に大別する形で、奨学金の返還促進のための対応を講じている。回収強化のための対策としては、早期における督促の集中的実施、債権回収業務(サービサー)による回収の促進、法的措置の強化、住所不明者に対する調査の徹底、返還者などに対する利便性の向上のためのシステムの全面改修を挙げており、また延滞債権増加抑制のために、コールセンターの設置・運営、個人情報情報機関の活用、返還猶予制度の周知、減額返還制度の運用開始があげられている。こうした対策のほとんどはここ数年で導入・実施されたものであり、「債権」としての奨学金の返済業務が重要な課題となっている¹⁰ことが見て取れる。

しかし、本来、奨学金は属性の違いに関わらず、教育の機会均等、学ぶ権利の保障のためにあったはずである。こうした方向性に対して、私たちは奨学金の理念に立ち返り、現在の奨学金制度がその理念に照らして十全なものであるかを問わなくてはいけないのではないだろうか。それはなにより、返済率の高さや学生ローンの市場の拡大の問題としてではなく、教育を受ける本人の立場に寄り添った制度設計が最優先されるべきだ、という議論に帰着する。既に見たように、返還していない事情は、そのほとんどが返還「できない」のであるから、私たちは次のような要求を掲げるべきである。

⁷ 日本学生支援機構「返還金の回収状況などについて」

http://www.jasso.go.jp/henkan/henkansokushinsakutou/documents/22_1_shiryuu_4_1.pdf(2010 年 11 月 30 日閲覧確認)

⁸ 先日の文科省「レクチャー」(本号 5-6p 参照)において、文科省側から提示された資料によれば、延滞 3 ヶ月以上の債権が、2003 年の 17 万人から 2009 年の 21.1 万人まで増加し続けたのに対して、2010 年以降はそれぞれ、20.8 万人(2010 年)、19.7 万人(2011 年)、19.4 万人(2012 年)となっている。

⁹ 日本学生支援機構「奨学金の返還促進」<http://www.jasso.go.jp/henkan/sokushin.html>(2013 年 10 月 17 日閲覧確認)

¹⁰ 実際に、回収委託の件数・請求金額、支払督促申立予告は、この数年で傾向的に増大している。日本学生支援機構「返還金回収強化策の概要等について」

http://www.jasso.go.jp/henkan/henkansokushinsakutou/documents/22_1_shiryuu_4_2.pdf(2013 年 10 月 17 日閲覧確認)

・延滞者の属性・理由をきちんと調査すること

繰り返し指摘したように、延滞者の延滞理由によって返還への対応は異なるべきであるのに、体系的なデータをとっていないことによって、結果的にそれ以上踏み込んだ分析・対応をとどまらせている。機構・文科省は、「なぜ返せないのか」に答えるようなデータの回収・調査・公表を行うべきである。

・個人信用情報機関の延滞者の登録、延滞金を即刻廃止すること

個人登録は「多重債務の防止」をはじめとする「教育的な観点から有意義なもの」とされている¹¹が、返せていない理由の約 20%を「滞納額の増加」「本人の借入金の返済」占めており、目的を果たせていない。それどころか、返せない状況の人に対して延滞金を課すことでもっていつその負担となるため、当事者の立場に立った制度とは言い難い。ブラックリスト化による返還率の上昇という因果関係は明らかでない¹²のだから、当初の目的から乖離している以上、廃止すべきである。

・経済的理由であっても返還猶予制度を無期限に延長すること

現在の文科省の奨学金をめぐる議論¹³では、給付制奨学金がその 이슈となっており、事前型か事後型か——この場合の「事後」とは、貸与型で受給し始めたものを、ある一定の条件を満たすことによって返還不要とするものである——とされているが、既に見たように、返せない事情が延滞のほとんどであるのだから、最初から返さなくてよいことにされている事前型も、そして返還しなくてもよい事後型も、ともに充実されるべきなのである。文部科学省概算要求においては、経済的理由による返還猶予を 5 年から 10 年にしているが、昨年度から導入されている所得変動型無利子返済奨学金を利用している者との公平性を鑑みれば、返還猶予の上限を撤廃すべきである。

・他の諸制度とも関連させた制度設計を行うこと

言うまでもなく、個人の生活という観点から照らせば、奨学金制度だけで成り立っているものではなく、学費、就職、各種社会保険などから成り立っている。高学費を負担するために奨学金が利用されているのであれば高学費そのものが見直されなければならないし、奨学金の返済不安は就職の不安との相互関係が想定される。また収入が必ずしも安定しない若年層にとって、社会保険料に加えてさらに奨学金の返済が重なれば、一層の経済的負担になる。

全院協では、教育を受け研究を行うものとしての当事者の観点に立った制度設計を要求する。それは、日本社会にとっての経済的安定やグローバル下のなかでの日本のプレゼンスといったもの以上に、なによりも学び・研究する私たちの権利であり、私たちの問題であることを強調する以上の理由はないであろう。上記のことを念頭に置きつつ、文科省および機構への要請に、一人でも多くの方が参集されることを改めて呼びかけたい。この記事を読んだあなたの声を届けることこそが全院協の存在意義であり、そしてそれが私たちの未来を創る。

¹¹ 奨学金の返還促進に関する有識者会議「日本学生支援機構の奨学金返還促進策について」

<http://www.jasso.go.jp/seisaku/documents/sokusinsaku.pdf>によれば、「返還開始後一定の時期における延滞者について、当該延滞者の情報を個人信用情報機関に登録することにより、延滞者への各種ローン等の過剰貸付を抑制し、多重債務化への移行を防止することは、教育的な観点から極めて有意義なことである」とされている(2013 年 10 月 17 日閲覧確認)。

¹² これは機構要請においても、また先日の「レクチャー」(本号 5-6p 参照)における、「返還率を高める一部にはなっている。因果関係とは言えない」という回答によっている。

¹³ 文部科学省「学生への経済的支援の在り方について(中間まとめ)」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/057/gaiyou/icsFiles/afildfile/2013/09/06/1339290_01.pdf(2013 年 10 月 17 日閲覧確認)

第 2 回理事校会議報告

8 月 25 日に開催された第 2 回理事校会議(一橋大学)の内容について、ご報告いたします。10 月 18 日現在、全院協ブログがメンテナンスのため閲覧できない状態にあります。当日の議事録は後ほど何らかの形で閲覧できる状態にいたします。

■ 参加者

○理事校/加盟校/オブザーバー校

中央大学、一橋大学、早稲田大学、京都大学、日本福祉大学

○事務局

一橋大学、京都大学、東京大学、総研大、立教大学

■ 情勢報告および今後の活動方針

事務局より、情勢報告として、①大学改革、②学費・奨学金、③就職問題、④留学生問題、⑤海外の大学院制度の情勢分析について、報告を行いました。また、今後の活動方針として、他

団体連携・カンパ活動・広報活動・加盟校との信頼関係の醸成、2013 年度アンケート結果の共有と省庁議員要請について報告し、議論を行いました。

■ 2013 年度活動スケジュール

10 月 27 日 第 3 回理事校会議

10 月下旬 アンケート報告書・要請文作成

11 月 28 日 第 4 回理事校会議、要請行動戦略会議

11 月 29 日 **省庁・政党への要請行動**

2 月中旬 日本学生支援機構への要請

3 月上旬 2013 年度(第 69 回)全国代表者会議

■ 第 3 回理事校会議の日程と内容

10 月 27 日(日) 13:00~16:30@一橋大学。

議題: アンケート調査結果の共有、
要請行動に向けた準備、加盟校拡大。

11 月 29 日 省庁・議員要請のご案内

■ 日時: 2013 年 11 月 29 日(金)

■ 集合: 11 月 28 日(木) 17:30 (予定) 国立オリンピック記念青少年総合センター

■ 参加費

飲食代、都内を移動する際の交通費。※前日の事前会議から参加される方の宿泊費、遠方から参加される方の交通費の 9 割を全院協が負担します。

■ スケジュール

11 月 28 日(木) 18:00~ 事前会議。その後懇親会。

11 月 29 日(金) 省庁要請、議員要請。その後感想交流会、懇親会(詳細は未定)

※遅刻・早退による参加も歓迎いたします。

■ 申し込み方法

Mail: zeninkyo-jimu-owner@yahoogroups.jp までご連絡ください。申し込み用紙をお送りさせていただきます。

■ 要請項目

国公立大学の授業料減額と授業料免除枠の拡大、給付制奨学金制度の創設と無利子奨学金枠の拡大、就職状況の改善、国立大学法人運営交付金、私学助成の拡充 等。

編集後記

本号では、アンケート調査の結果速報と、9 月に事務局で行った文科省「レクチャー」の報告、情勢分析 2 本(文科省予算・留学生問題)、院協・自治会紹介 4 本(大阪市大・龍大・立命大・一橋大)、前号からの続きとしての支援機構からの文書回答、という内容をお届けいたします。さて、今年度のアンケートは 798 部と 800 部に届く勢いで集めることができました!みなさまのご協力に、改めて御礼申し上げます。

次号では、アンケート結果のより詳しい内容分析を特集するつもりですので、調査結果を深め共有していただければと思います。全院協では、みなさまからお寄せいただいたアンケート調査の結果をもとに、院生の「声」を届けるため 11 月 29 日に省庁・議員要請を行う予定です。どうぞ奮ってご参加下さい!